

法務局における遺言書の保管等に関する政令案の概要

第1 制定の根拠

法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号。以下「法」という。)第6条第5項(同法第7条第3項において準用する場合を含む。),第9条第1項第2号チ及び第3号ト並びに第18条の規定に基づき政令を制定するものである。

第2 本政令案の概要

1 趣旨関係

本政令案は,法の規定による遺言書の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 遺言書の保管の申請の却下関係

遺言書保管官は,次の①から⑧までのいずれかに該当する場合には,理由を付した決定で,法第4条第1項の申請を却下しなければならないものとする。

- ① 当該申請が遺言者以外の者によるものであるとき,又は申請人が遺言者であることの証明がないとき。
- ② 当該申請に係る遺言書が,法第1条に規定する遺言書でないとき,又は法第4条第2項に規定する様式に従って作成した無封のものでないとき。
- ③ 当該申請が法第4条第3項に規定する遺言書保管官に対してされたものでないとき。
- ④ 申請書が法第4条第4項に定めるところにより提出されなかったとき。
- ⑤ 申請書に法第4条第5項に規定する書類を添付しないとき。
- ⑥ 法第4条第6項の規定に違反して,遺言者が出頭しないとき。
- ⑦ 申請書又はその添付書類の記載が当該申請書の添付書類又は当該申請に係る遺言書の記載と抵触するとき。
- ⑧ 法第12条第1項の手数料を納付しないとき。

3 遺言者の住所等の変更の届出関係

- (1) 遺言者は,法第4条第1項の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されている場合において,同条第4項第2号又は第3号に掲げる事項に変更が生じたときは,速やかに,その旨を遺言書保管官に届け出なければならないものとする。
- (2) (1)による届出は,(1)の遺言書が保管されている遺言書保管所(4(2)において「特

定遺言書保管所」という。)以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることが出来るものとする。

- (3) (1)による届出をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、変更が生じた事項を記載した届出書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならないものとする。

4 遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧関係

- (1) 遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、法第4条第1項の申請に係る遺言書に係る遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求をすることができるものとする。
- (2) (1)の請求は、特定遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができるものとする。
- (3) (1)の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならないものとする。
- (4) 遺言者が(1)の請求をするときは、遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならないものとする。この場合においては、法第5条の規定を準用するものとする。
- (5) 法第12条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第2項の規定は、(1)の閲覧を請求する者について準用するものとする。

5 遺言書の保管期間等関係

- (1) 法第6条第5項(法第7条第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める日は、遺言者の出生の日から起算して120年を経過した日とするものとする。
- (2) 法第6条第5項の政令で定める期間は50年とし、法第7条第3項において準用する法第6条第5項の政令で定める期間は150年とするものとする。

6 遺言書情報証明書の送付請求等関係

遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付を請求する場合において、その送付を求めるときは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き、法務省令で定めるところにより、当該送付に要する費用を納付しなければならないものとする。

7 法第9条第1項第2号チの政令で定める者関係

法第9条第1項第2号チの政令で定める者は、次に掲げる者とするものとする。

- ① 国家公務員災害補償法(昭26年法律第191号)以外の法令において引用し、準用し、又はその例によることとされる同法第17条の5第3項の規定により遺族

補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者

- ② 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第13条第3項の規定により遺族扶助金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ③ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第10条の5第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ④ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和28年政令第62号)第11条第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ⑤ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第9条第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ⑥ 公立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)第13条第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ⑦ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令(昭和33年政令第227号)第12条第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ⑧ ①から⑦までに掲げる者のほか, これらに類するものとして法務省令で定める者

8 法第9条第1項第3号トの政令で定める者関係

法第9条第1項第3号トの政令で定める者は, 次に掲げる者とするものとする。

- ① 著作権法(昭和45法律第48号)第116条第2項ただし書の規定により同条第1項の請求についてその順位を別に定められた者
- ② ①に掲げる者のほか, これに類するものとして法務省令で定める者

9 関係相続人等による遺言書保管ファイルの記録の閲覧関係

- (1) 関係相続人等(法第9条第1項に規定する関係相続人等をいう。10(3)②において同じ。)は, 遺言書保管官に対し, 遺言書保管所に保管されている関係遺言書(法第9条第2項に規定する関係遺言書をいい, その遺言者が死亡している場合に限る。以下9において同じ。)について, 遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求をすることができるものとする。
- (2) (1)の請求は, 当該関係遺言書を現に保管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができるものとする。
- (3) (1)の請求をしようとする者は, 法務省令で定めるところにより, その旨を記載し

た請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならないものとする。

- (4) 遺言書保管官は、(1)の請求により遺言書保管ファイルに記録された事項を表示したものの閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人（民法（明治29年法律第89号）第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者及び相続の放棄をした者を含む。10において同じ。）並びに当該関係遺言書に係る法第4条第4項第3号イ及びロに掲げる者に通知するものとする。ただし、それらの者が既にこれを知っているときは、この限りでない。
- (5) 法第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第2項の規定は、第1項の閲覧を請求する者について準用するものとする。

10 申請書等の閲覧関係

- (1) 遺言者は、次に掲げる申請又は届出（以下「申請等」と総称する。）をした場合において、特別の事由があるときは、当該申請等をした遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該申請等に係る申請書若しくは届出書又はその添付書類（以下「申請書等」と総称する。）の閲覧の請求をすることができるものとする。
- ① 法第4条第1項の申請
 - ② 3(1)による届出
- (2) 遺言者は、法第8条第1項の撤回をした場合において、特別の事由があるときは、当該撤回がされた遺言書保管所の遺言書保管官に対し、同条第2項の撤回書又はその添付書類（以下「撤回書等」と総称する。）の閲覧の請求をすることができるものとする。
- (3) 次に掲げる者は、申請等をした遺言者が死亡している場合において、特別の事由があるときは、当該申請等がされた遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該申請等に係る申請書等の閲覧の請求をすることができるものとする。
- ① 当該遺言者の相続人
 - ② 関係相続人等（①に掲げる者を除く。）
 - ③ 当該申請等に係る申請書又は届出書に記載されている法第4条第4項第3号イ又はロに掲げる者（①②に掲げる者を除く。）
- (4) 次に掲げる者は、法第8条第1項の撤回をした遺言者が死亡している場合において、特別の事由があるときは、当該撤回がされた遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該撤回に係る撤回書等の閲覧の請求をすることができるものとする。
- ① 当該遺言者の相続人

② 当該撤回がされた申請に係る遺言書に記載されていた法第4条第4項第3号イ又はロに掲げる者（①に掲げる者を除く。）

(5) (1)から(4)までの請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならないものとする。

(6) 遺言者が(1)又は(2)の請求をするときは、遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならないものとする。この場合においては、法第5条の規定を準用するものとする。

(7) 法第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第2項の規定は、(1)から(4)までの閲覧を請求する者について準用するものとする。

11 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外関係

申請書等及び撤回書等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定は、適用しないものとする。

12 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外関係

申請書等及び撤回書等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第4章の規定は、適用しないものとする。

13 法務省令への委任関係

政令の実施のため必要な事項は、法務省令で定めるものとする。

14 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

第3 施行期日

法の施行の日（令和2年7月10日）から施行する。